

適正取引の推進と生産性・付加価値向上に
向けた自主行動計画

一般社団法人 日本加工食品卸協会

2023年10月10日制定

2024年7月10日 改訂

2025年3月27日 改訂

2026年4月1日 改訂

背景・目的

加工食品流通業界は、生活に密着した商品を供給するという重要な役割を果たしており、社会的インフラの一翼を担っています。

近年、少子・高齢化、人口減少と、社会環境が大きく変化しており、加工食品流通業界を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。このような状況下では、製・配・販が適切に連携して、新たな課題に対処することが大切であり、流通業界以外にも、物流、システム関係の業界などとも得意な分野を生かしつつ、最適な態勢を構築することが求められ、製造、卸売、物流をはじめとして多くの企業と相互の信頼関係に基づく取り組みの必要性が増しています。

雇用の7割を支える中小企業の「成長と分配の好循環」の実現を目指し、本年4月、内閣官房に於いて開催された「第5回中小企業の活力向上に関するワーキンググループ」に於いて、中小企業の活力向上に関する現状・課題と今後の取組、自主行動計画の策定・徹底に関する依頼が発出されました。

一般社団法人日本加工食品卸協会は本自主行動計画を策定し、その遵守を通じて製・配・販の付加価値向上を図るとともに、流通全体の効率化を実現すべく、可能な限り標準化を進め、合理的な取引関係を構築するなど、コストの削減にも寄与したいと考えています。そして、製・配・販を含め関係する業界に適正取引が浸透するように、率先して取り組むため自主行動計画を定めます。

1. 重点課題に対する取組

会員企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）や製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律（中小受託取引適正化法）を遵守し公正な取引環境を実現するとともに、適正取引や付加価値向上につながる望ましい取引慣行を普及定着させるため、製・配・販全体にわたる取引環境の改善や、変化する顧客ニーズに対応して投資ができる環境の整備に向け取り組むことに努めます。

（1） 価格決定方法の適正化

【受注・発注】

製・配・販各層の競争力強化のため、お取引先様と会員企業の双方が生産性の向上による原価低減に取り組む必要があります。その上で、取引価格決定に当たっては、法令及びこれに付随する基準やガイドライン等を踏まえ、取引数量、納期、品質等の条件やコストの変動等を考慮し、お取引先様と十分に協議を行って決定します。お取引先様との価格の決定に際しては、特に、以下のことに配慮します。

- ① お取引先様との合理的な根拠に基づいた、十分な協議を通じて決定します。
- ② 書面による交渉等、双方が確認できる体制の構築を推進します。
- ③ 原材料費、労務費、エネルギーコスト等の大幅なコスト上昇等により、取引価格の見直しに関する協議の申し入れがあった場合は、十分な協議を行います。
- ④ コスト削減効果を十分に確認して取引対価に反映します。また、お取引先様の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映しないよう配慮します。
- ⑤ 大量発注を前提とした割安な単価の見積もりを、その後の少ない発注数量の取引単価として一方的に取引対価を決めることがないよう注意します。
- ⑥ 会員企業は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられている「事業者がとるべき行動／求められる行動」に沿った対応を適切に実施します。
- ⑦ 原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。
- ⑧ 受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくことが重要であると認識し、協議を行います。

（2） コスト負担の適正化

【受注側】

物流センターの利用に当たっては、配送効率化によるコスト削減に資するものであることから、その費用を物流センター使用料（センターフィー）として物流センター利用者と小売業者の相互で負担するものとしています。物流センター使用料やクレートのリース料等の負担については、代金の本体価格と混同しないように、別に料率、料金を決定する等、合理的な根拠に基づき十分な協議を通じて決定します。

(3) 支払条件の改善

【発注側】

受注者に対しては、支払方法もお取引先様の事業活動に大きな影響を与えることに配慮した支払条件となるよう、以下のことを実施します。

- ① 現金による支払を基本とし、支払期日の短縮に努めます。
- ② 受注者の申し入れがあれば、支払いサイトを短くする等協議に応じます。
- ③ 約束手形による支払いを禁止している中小受託取引適正化法の対象外となる取引に於いてお取引先様の要望によりやむを得ず約束手形による支払を行う場合のサイトは60日以内とします。
- ④ 会員企業における支払の現金払化を促進することとし、現金払化が難しい場合には、電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促します。

(4) 知的財産・ノウハウの保護

【発注側】

会員企業は、発注事業者として、取引の目的に照らし合理的な範囲内で知的財産やノウハウを取り扱うことが必要であるため、次のことを実施します。

- ① 発注事業者となる会員企業は、営業秘密、知的財産の管理・取扱いに関する理解を深め、お取引先様の営業秘密、知的財産並びにノウハウの取扱いにおいて、お取引先様に不当な損失を与えることのないように、秘密保持の対象となるか否か、知的財産やノウハウ等、営業秘密の適正管理を明確に定めた秘密保持契約を締結する等、十分な配慮を行います。
- ② 発注事業者となる会員企業は、お取引先様の知的財産、ノウハウについて、受注事業者の意思に反して、これらが無償で提供させてはならず、発注事業者となる会員企業が、お取引先様の知的財産たる制作技術、図面、データ等が必要な場合は、これらの扱いを書面にて取決め、適正な対価を支払います。

(5) 働き方改革によるしわ寄せ防止

【発注側】

会員企業は発注事業者として、働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善を図るため、次のことを実施します。

- ① 発注事業者となる会員企業は、自らの取引に起因して、お取引先様の長時間労働につながるようなことがないよう、十分に配慮するよう努めます。
- ② また、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、発注事業者となる会員企業が適正なコストをお取引先様と協議の上負担します。
- ③ 発注事業者となる会員企業は、受注事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないよう努めます。

2. 国の定める規定、ガイドラインの遵守

- (1) 大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法（以下、「大規模小売業告示」という。）（平成17年5月13日）

【受注側】

大規模小売業告示に掲げられている以下の行為に留意し、取引の適正化を図ります。

- ① 不当な返品
 - ② 不当な値引き
 - ③ 不当な委託販売取引
 - ④ 特売商品等の買ったたき
 - ⑤ 特別注文品の受領拒否
 - ⑥ 押し付け販売
 - ⑦ 納入業者の従業員等の不当使用等
 - ⑧ 不当な経済上の利益の收受等
 - ⑨ 要求拒否の場合の不利益な取扱い
 - ⑩ 公正取引委員会への報告に対する不利益な取扱い
- (2) 食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン(令和3年12月)
取引適正化のため策定された「食品製造業・小売業ガイドライン」で掲げられている問題視されやすい以下の行為について、会員各社は、発注側となる場合は受注者と、受注側となる場合は発注者と十分に協議して対応します。
- ① 前提が異なる場合の同一単価による発注
 - ② PB商品の包材（フィルム等）に関する費用負担
 - ③ 合理的な根拠のない価格決定
 - ④ 原材料価格、労務費、物流費等の上昇時の取引価格決定
 - ⑤ 物流センター使用料（センターフィー）等の負担
 - ⑥ 協賛金（リベート）の負担
 - ⑦ 店舗到着後の破損処理
 - ⑧ 短納期での発注、発注のキャンセル等
 - ⑨ 受発注等に関するシステム使用料等の徴収
 - ⑩ 物の購入強制
 - ⑪ 従業員の派遣、役務の提供
 - ⑫ PB商品をめぐる不利な取引条件の設定
- (3) 知的財産取引に関するガイドライン（令和3年3月）

【発注側】

知的財産取引における企業間の共存共栄を推進する観点から策定された「知的

財産取引に関するガイドライン」で掲げられている問題視されやすい以下の点について、会員各社は、下記事項に十分留意して対応します。

- ① 契約締結前（取引交渉段階・工場見学等）
 - ア 相手企業の「営業秘密」の取り扱い
 - イ 秘密保持契約の締結
 - ② 試作品製造・技術指導
 - ア 無償の技術指導・試作品製造等の強制
 - イ 承諾がない知的財産やノウハウ等の利用
 - ③ 共同研究開発における成果の権利帰属
 - ④ 製造委託・製造販売・請負販売等
 - ア 契約に含まれない技術資料等の開示
 - イ 技術情報等の提供を受ける場合の対価・技術情報の活用
 - ウ 金型設計図面等の提供
 - エ 工場監査・QC(品質管理)・品質保証関係
 - ⑤ 特許出願・知的財産権の無償譲渡・無償実施許諾
 - ア 特許出願への干渉(出願内容の報告・修正、共同出願の強制)
 - イ 知的財産権の無償譲渡・無償実施許諾の強要
 - ⑥ 知的訴訟等のリスクの転嫁
- (4) トラック運送業における適正取引推進ガイドライン(平成20年3月14日)適正な取引条件に改善するため策定された「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン」で掲げられている問題視されやすい以下の行為について、会員企業は、荷主として、お取引様である運送事業者と十分協議して対応します。

【発注側】

- ア 運賃・料金の設定
- イ 運賃・料金(代金)の減額
- ウ 運送内容の変更
- エ 運送に係る付帯業務の提供
- オ 荷待ち時間の改善
- カ 書面の交付・作成・保存
- キ 運賃・料金の支払遅延
- ク 購入・利用強制の禁止
- ケ 報復措置の禁止
- コ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

この他、荷主・運送事業者双方の共通理解を促すために策定されたトラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン(労働時間のルール(荷待や荷役時間の抑制、運送の標準的な運賃 等)の遵守を行い、荷主、運送業者

双方のパートナーシップ強化に取り組みます。

【酒類取引】

酒類の公正な取引に関する基準（平成29年国税庁公示第2号）

- ① 正当な理由なく酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売しない
- ② 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼす恐れのある取引をしない

3. 取引先との協調・連携

製造委託や共同開発する商品の付加価値向上を図るため、お取引先様が開催する商品開発に向けた会議や、事業所・工場の訪問等を実施し、各種取引上の課題について定期的な協議に応じられる環境の整備に努めていきます。

4. 教育・人材育成の推進

- ① 独占禁止法、中小受託取引適正化法、受託中小企業振興法、大規模小売業告示、食品製造業者・小売業者間の適正取引推進ガイドライン、知的財産取引に関するガイドライン、トラック運送サービスを持続的に提供可能とするガイドライン等、適正取引を定めた法令の周知を行います。
- ② 仕入れ業務に関する部署を中心に、所属する団体等が開催する講習会にも、必要に応じて参加します。
- ③ 関係法令の遵守や正な取引を浸透させるため、適正取引に関する講座や研修の実施等を通じて人材を育成します。

5. 普及啓発活動

製・配・販の流通全体における適正取引は、会員各社、関係業界が連携して普及啓発に取り組むことが重要です。そのため、自らの適正取引を実行するとともに、お取引先様に対しても、自社が取り組む適正取引の内容について伝えるように努めます。

(1) 企業における取組

サプライチェーン全体に適正取引の考え方を浸透させるため、業界団体等が開催する適正取引に関するセミナーや研究会に積極的に参加し、自らの理解を深め、様々な場を通じて周知徹底を図ります。

(2) 一般社団法人日本加工食品卸協会の取組

独占禁止法、中小受託取引適正化法、食品製造業者・小売業者間の適正取引推進ガイドライン、知的財産取引に関するガイドライン、トラック運送業における適正取引推進ガイドライン、トラック運送サービスを持続的に提供可能とするガイドライン等、適正取引に関するセミナーの開催や広報媒体を通じた

周知により、会員各社やお取引先様等関係先への浸透を図ります。

また、会員企業におけるパートナーシップ構築宣言の実施を促進するため、会員企業に向けて周知啓発と宣言の要請を行うこととします。

6. 定期的なフォローアップの実施

自主行動計画が着実に浸透するよう、一般社団法人日本加工食品卸協会は、本計画を会員各社へ定期的に周知するとともにフォローアップをすることとします。

その際、公正取引委員会の実施した「大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査」（平成30年1月末公表）の結果や食品関連団体の実施する取引慣行実態調査等の結果を積極的に活用すること等を通じて、適正取引の推進活動を後押ししていきます。

7. 望ましい取引事例の収集・周知

一般社団法人日本加工食品卸協会は会員各社から適正な取引慣行の醸成及び取引先との価値の共創を促進する取組事例の収集を行うとともに、食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドラインにおける望ましい取引実例を広く活用するため、会員企業向けセミナーの実施等を通じて、会員企業に周知を図ります。

さらに、農林水産省をはじめとする関係省庁や各業界団体等と連携して、食品卸売業以外でも取引事例のベストプラクティスの共有を進めます。